

柔道整復師（接骨院・整骨院） にかかられている方へ

以前より該当者の方に当組合から「柔道整復師・鍼灸師の正しいかかり方」のパンフレットの送付及びアンケートの送付をさせていただいております。

アンケートにつきましては、毎月100%近い回答率でご返送をいただき、ありがとうございます。

その中で、長期にわたって施術を受けられている方や多部位での施術を受けられている方が見受けられます。

柔道整復師は“医師”ではありませんので、“治療”行為はできないこととなっています。

したがって、症状が長期にわたる場合（目安は3ヶ月～6ヶ月程）、または多部位にわたる場合は内科的要因も考えられることから一度医療機関に受診していただき、医師の同意を得て「はり・きゅう」、「あんま・マッサージ」に移行していただきますようお願いいたします（保険適用）。

また、健康保険適用範囲の誤解があることから誤った受診も生じております。

保険証が使用できる場合と使用できない場合は以下のとおりとなりますので、ご承知いただき、医療費の適正化にご協力いただきますようお願い申し上げます。

接骨院
整骨院で

健康保険が**使えない**ケース

接骨院・整骨院では、次のようなケースの場合、健康保険を使って施術を受けることはできません。
全額自己負担になります。



接骨院
整骨院で

健康保険が**使える**ケース

接骨院・整骨院で健康保険が使えるのは次のような、**急性または亜急性***のケガの場合のみです。
*急性と慢性の中間



接骨院・整骨院にかかるときの注意点

●ケガの原因を正しく伝える

仕事上のケガなどの場合は労働災害に該当し、健康保険は使えません。交通事故など第三者の行為によるケガの場合は、必ず健保組合へ届け出てください。

●医療機関（病院・診療所等）との重複受診について

同じケガで同時期に接骨院・整骨院と医療機関の両方で健康保険を使った治療を受けることはできません。

●領収書は必ず受け取る

領収書・明細書は必ず受け取って保管し、施術内容を控えておくようにしましょう。後日、国保組合より医療費のお知らせをお送りしますので、金額や内容に間違いがないか確認してください。

●書類の内容を確認してから署名

「療養費支給申請書」にサインするときは施術内容や金額などを必ず確認し、白紙の申請書にサインするなどしないでください。